

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(千葉県担当部会)**

**令和4年2月 17 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの 2件**

**厚生年金保険関係 2件**

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第2100108号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第2100020号

## 第1 結論

請求期間①、②及び③について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和52年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成15年7月  
② 平成15年12月  
③ 平成16年7月

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①、②及び③に支給された賞与の記録がない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、A社は平成18年7月13日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、請求期間①、②及び③当時の事業主は平成16年\*月に亡くなってしまっており、その後の事業主からは回答を得られないことから、請求者の請求期間①、②及び③に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る閉鎖事項全部証明書において確認できる代表清算人及び破産管財人は、請求期間①、②及び③に係る資料がない旨陳述している。

さらに、請求者が請求期間①、②及び③の賞与の振込先であったとするB銀行C支店は、請求期間①、②及び③に係る取引明細は、保存期限経過のため提供できない旨回答している。

加えて、請求者の請求期間①、②及び③当時の住所地であるD市は、請求期間①、②及び③に係る社会保険料控除額を確認できる資料は、保存期限経過のため保管していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めること

はできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第2100111号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第2100019号

## 第1 結論

請求期間①、②及び③について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 12 月  
② 平成 16 年 7 月  
③ 平成 16 年 12 月

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①、②及び③に支給された賞与の記録がない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、A社は平成 18 年 7 月 13 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間①及び②当時の事業主は既に亡くなっている上、請求期間③当時の事業主に照会したが回答を得ることができないことから、請求者の請求期間①、②及び③に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る閉鎖事項全部証明書において確認できる代表清算人及び破産管財人は、請求期間①、②及び③に係る資料がない旨陳述している。

さらに、請求者は、B銀行C支店又はD銀行E支店が賞与の振込先であったとしているところ、両行は請求期間①、②及び③に係る取引明細は、保存期間経過のため提供できない旨回答している。

加えて、請求者の請求期間①、②及び③当時の住所地であるF市は、請求期間①、②及び③に係る社会保険料控除額を確認できる資料は、保存期間経過のため保管していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間

①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。